

北海道音楽大行進実行委員会における過年度分の納税について

1 事案の概要

令和5年度に「旭川冬まつり実行委員会」が、消費税及び地方消費税並びに法人税の課税対象事業者であることが判明したことを受け、「北海道音楽大行進実行委員会」の事務局である一般社団法人旭川観光コンベンション協会が、税務署と協議した結果、消費税及び地方消費税並びに法人税については免税事業者であると判定されたが、法人道民税及び法人市民税については均等割のみ課税されることが判明したため、令和7年4月13日に過去5年分（令和元年度～令和5年度分）の法人道民税及び法人市民税並びにそれらに係る延滞金を納付したものの。

2 納付税額	440,900 円
（内訳）	
(1) 法人道民税	100,000 円
※ 法人事業税及び特別法人事業税は免税	
(2) 法人市民税	300,000 円
(3) 道延滞金	10,100 円
(4) 市延滞金	30,800 円

3 再発防止策

税務関係法令の認識不足が原因であり、事務局において、当該実行委員会内及び関係する実行委員会等に周知徹底を図り、適正な事務処理と再発防止に努める。